

相 続 人 代 表 者 指 定 届

(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)

国分寺市長 殿

被相続人の死亡につき、下記の者を相続人の代表者として指定しますので、地方税法第9条の2第1項の規定に基づき届け出ます。

届出日： 年 月 日

＜相続人代表者（納税通知書等の送付先）＞

住 所	〒 ー 電話 ()		
ふ り が な		被相続人との関係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ その他 ()
氏 名	※		

(※) 法人の場合は、必ず押印してください。法人以外でも、本人が手書き（署名）しない場合は、記名し押印してください。

＜被相続人＞

住 所			
ふ り が な		お亡くなりになった年月日	年 月 日
氏 名			

＜届出人＞ 相続人代表者と同一の場合は、記入は不要です。

届 出 人	住 所	〒 ー 電話 ()	氏 名	
-------	-----	------------	-----	--

＜備考＞ 特定の税目のみに適用する場合等は、ご記入ください。

--

裏面もご記入ください。

事務処理欄

<相続人の連署>※相続人代表者の署名は不要です。

ふりがな 氏 名	印 (※)	続 柄	住 所

固定資産・軽自動車をお持ちの方へ

- 相続人の連署欄が足りない場合は任意の用紙に連署し、届出時に添付してください。
- 未登記家屋を所有されている方には、別途「未登録家屋名義人変更届」を提出していただく必要がありますので、課税課固定資産税係までご相談ください。
- この届出は、被相続人の資産に対する固定資産税・都市計画税及び軽自動車税に係る諸手続きを代理で行っていただく方として相続人の代表者を指定するものであり、資産の権利関係（所有権等）を決定するものではありません。
- 相続の登記、車両の名義変更等があった場合、この届出において指定した方以外の方を代表者として納税通知書等を送付させていただく場合があります。

連絡先

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18 電話番号 042-325-0111（代表）
 課税課住民税係（市民税・都民税）
 課税課固定資産税係（固定資産税・都市計画税）
 課税課庶務係（軽自動車税）